

はぴらいふ

MAR.
2016

秋田

NO.162



梅の花

★CONTENTS

- 平成28年度福利厚生事業計画 2
- 生活習慣病予防健診(人間ドック)の申し込みについて 3
- 特定健康診査の受診券について 3
- 退職を予定されている皆様へ 4
 - 退職後の公的年金制度への加入について
 - 年金請求手続きについて
 - 再就職による年金の支給停止について
 - 年金と雇用保険法による給付との調整について
- 退職や人事異動をする方へのご案内 5
- 平成28年4月から傷病手当金・出産手当金の計算方法が変わります 5
- 互助会からのお知らせ 6
- 教職員と家族のためのココロとカラダの相談案内 7
- 生活相談をご利用ください! 7
- ストレスチェック制度がはじまります 8

～ご家庭でもご覧ください～

平成28年度

福利厚生事業計画

4月



- 生活習慣病予防健診募集
- 第1回教育文化活動募集
(4～6月公演分)
- 配偶者ドック募集

5月



- 生活習慣病予防健診決定
- 第2回教育文化活動募集
(7～9月公演分)

7月



- はぴいらいふ秋田163号発行
- 「異界をひらく
ー百鬼夜行と現代アートー」
～9月まで 県立美術館
(施設利用補助券対象特別展)
- ニューライフプラン講座
(県内3地区 募集人数:各40名)

8月



- 健康づくりチャレンジ講座
(県内3地区 募集人数:各30名)
- 元気力パワーアップ講座
(県内3地区 募集人数:各50名)
- 第3回教育文化活動募集
(10～12月公演分)

【その他の事業】

通年で行っている事業です。
詳しくはホームページをご覧ください。

- 共済組合施設宿泊利用補助
- 互助会指定宿泊施設利用補助
- 施設利用補助 (スポーツ・文化)
- リフレッシュ休暇旅行補助
- 職場の健康づくり支援事業

9月



- 「響きあう北国の詩と絵画」
～11月まで 県立美術館
(施設利用補助券対象特別展)
- 「発掘された日本列島2016」
～10月まで 県立博物館
(施設利用補助券対象特別展)
- 子育て支援元気力パワーアップ
講座
(県内3地区 募集人数:各20名)

10月



- 定年退職者事務説明会
- データヘルス計画関連講座
(県内3地区 募集人数:各30名)

11月



- はぴいらいふ秋田164号発行
- 「寺崎広業とその時代」
～2月まで 近代美術館
(施設利用補助券対象特別展)

12月



- 第4回教育文化活動募集
(1～3月公演分)

1月



- 勸奨等退職者事務説明会
- 健康づくりチャレンジ講座
(県内3地区 募集人数:各30名)
- 元気力パワーアップ講座
(県内3地区 募集人数:各50名)

3月



- はぴいらいふ秋田165号発行
- 退職者懇談のつどい

生活習慣病予防健診(人間ドック)の申し込みについて

申し込み期間：平成28年4月1日から15日まで

毎年、多数の申し込みありがとうございます。

申込要項は公立学校共済組合秋田支部のホームページにも載せますのでご確認の上お申し込みください。申し込みコードの誤り、申請(入力)漏れなどがないようご協力をお願いします。(通知は、3月下旬発送予定です)



お知らせ

- 東北中央病院に1泊2日コース(Eコース)を設けました。
- 病院によって、婦人科検診がオプションになります。
- 平成25年度から生活習慣病予防健診の補助額が改定になり**自己負担があります**。
自己負担額については要項をご覧ください。
- 日付指定の病院(東北中央病院を除く)は、決定後でも医療機関において空いている日程があれば変更することが可能です。

募集人数

①宿泊ドック	1,675人
②一日ドック	2,150人
③脳ドック	200人
④婦人科検診	1,000人

対象年齢(平成29年4月1日現在の満年齢です)

①宿泊ドック	} 31, 34, 37, 40, 43, 46, 48, 50, 52, 54歳以上
②一日ドック	
③脳ドック	
④婦人科検診 (全女性職員)	

特定健康診査の受診券について

「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行されたことに伴い、年度内に40歳から75歳の誕生日を迎える組合員及び被扶養者の方々を対象に、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施しています。

被扶養者用の特定健康診査の受診券は、6月上旬頃に発送する予定です。
医療機関へは、受診券がお手元に届いてから予約のお電話をしてください。

配偶者ドックを受診したり、パート先の健康診断を受診するなどして、受診券を使用しなかった場合は、未使用の受診券と質問票、健診結果のコピーを必ず送付してください。



担当：調整・企画班 018-860-5221

退職を予定されている皆様へ

退職後の公的年金制度への加入について –60歳未満の方は特にご注意ください！–

20歳以上60歳未満の方は、国民年金などの公的年金制度に加入する義務があります。60歳未満で退職される方や退職時に60歳未満の被扶養配偶者がいらっしゃる方は、下の表を参考に手続きを行ってください。

組合員	退職後の状況		加入する年金制度	手続き先
	無職・自営業		国民年金	住民票地の市町村役場
再就職	社会保険又は共済組合：非適用		国民年金	住民票地の市町村役場
	社会保険又は共済組合：適用		厚生年金	再就職先
配偶者の被扶養			国民年金	配偶者の勤務先

被扶養配偶者	組合員の退職後の状況		加入する年金制度	手続き先
	無職・自営業		国民年金	住民票地の市町村役場
再就職	社会保険又は共済組合：非適用		国民年金	住民票地の市町村役場
	社会保険又は共済組合：適用		厚生年金	再就職先

※退職後、公立学校共済組合の任意継続組合員に加入されても年金の手続きは別途必要です。

年金請求手続きについて

年金の支給開始年齢は段階的に引き上げられており、平成27年度定年退職者(昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生)の方は62歳からの支給開始となります。年金の支給開始年齢に到達する約2カ月前に、最終に加入した年金機関(共済組合や日本年金機構など)から年金請求書が届きますので、請求手続きを行ってください。

なお、定年退職後再任用により在職中に支給開始年齢に達する方については、所属所を通して請求の手続きを行います。

再就職による年金の支給停止について

老齢給付の年金を受給している方(請求中の方も含みます)が、再就職して公的年金に加入している場合に、年金の支給が停止されることがあります。

●65歳未満：総報酬月額相当額+基本月額が28万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止

総報酬月額相当額が47万円以下で基本月額が28万円以下の場合

$$\text{支給停止額(月額)} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28\text{万円}) \times 1/2$$

※総報酬月額相当額及び基本月額により計算方法が異なります。上記に該当しない場合はお問い合わせ下さい。

●65歳以上：総報酬月額相当額+基本月額が47万円を超えた場合、年金の一部又は全部を支給停止

総報酬月額相当額と基本月額を合算した額が47万円以上の場合

$$\text{支給停止額(月額)} = (\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 47\text{万円}) \times 1/2$$

総報酬月額相当額：標準報酬月額+直近1年間の標準賞与額の総額×1/12

基本月額：老齢厚生年金の額(加給年金額、経過的加算額を除く)×1/12

年金と雇用保険法による給付との調整について

退職後に再就職して雇用保険に加入されたのち、離職して失業給付(基本手当)を受けると、65歳未満の方の場合、特別支給の老齢厚生(退職共済)年金の支給が停止されます。

失業給付の受給は、失業給付額と年金受給額とを比較した上で決めるようにしてください。

(失業給付が決定されると、その取り消しができませんので注意してください。)

なお、失業給付が決定した場合は、公立学校共済組合本部に届出が必要です。

担当：給付班 018-860-5232

退職や人事異動をする方へのご案内

- 退職される方や人事異動等により当共済組合から転出される方は、現在お持ちの組合員証及び被扶養者証(高齢受給者証、限度額適用認定証、特定疾病療養受療証を含む)が使用できなくなります。退職日・異動日までに、組合員証等を所属の事務担当者に返納してください。
- 退職後に再任用職員として引き続き組合員となる方は、組合員証番号が変わります。再任用先の所属で組合員証等を返納してください。新しい組合員証等を交付します。
- 退職後に「任意継続組合員」になることを申し込まれた方には、掛金の納入確認後、任意継続組合員証等を交付します。被扶養者については、引き続き任意継続組合員の被扶養者証を交付します。
- 退職後・異動後に医療機関等を受診する場合は、新しい組合員証等(保険証)を必ず窓口で提示して受診してください(新しい組合員証等が発行される前に受診する場合は、組合員証等が変わった旨を必ず窓口で申し出てください)。組合員証等の返納が遅れたり、新しい組合員証等を提示しない場合、医療費の返還が生じることがありますのでご注意ください。

平成28年4月から傷病手当金・出産手当金の計算方法が変わります

傷病手当金と出産手当金は、支給対象月の標準報酬月額をもとに算定していますが、平成28年4月1日から、**過去12カ月の標準報酬月額を平均した額**をもとに算定することとなります。これに伴い、傷病手当金等の支給額の計算方法が次のとおり改正されます。

■支給額(1日あたり)

●改正前(平成27年10月1日～平成28年3月31日)

$$\text{支給対象月の標準報酬月額} \times 1/22 (\ast 1) \times 2/3 (\ast 2)$$

●改正後(平成28年4月1日～)

$$\text{傷病手当金等の支給開始日の属する月以前の直近の継続した12カ月の標準報酬月額を平均した額} \times 1/22 (\ast 1) \times 2/3 (\ast 2)$$

(※1) 10円未満四捨五入 (※2) 円未満四捨五入



タンキちゃん

改正後は、支給開始日の時点で算定した1日あたりの支給額を、傷病手当金の支給期間終了まで用いることとなります。

支給例

平成28年8月まで標準報酬月額41万円、平成28年9月から標準報酬月額が47万円の組合員が、公務によらない傷病により平成28年10月に傷病手当金の支給が開始するケース

標準報酬月額41万円										標準報酬月額47万円		
27年 11月	27年 12月	28年 1月	28年 2月	28年 3月	28年 4月	28年 5月	28年 6月	28年 7月	28年 8月	28年 9月	28年 10月	

平成28年10月の支給額＝直近の継続した12カ月の標準報酬月額を平均した額をもとに算定
【1日あたり】
(41万円×10月間+47万円×2月間)×1/12×1/22×2/3=12,727円

(注) 標準報酬月額が定められている月が12カ月に満たない場合の計算方法については詳細が現在未定ですので、決定次第改めてお知らせします。

担当：給付班 018-860-5232

互助会からのお知らせ

教員免許状更新講習受講補助金

会員が、教育職員免許法に基づく免許状更新講習の課程を修了し、更新講習修了確認を受けたときは、会員が負担した更新講習受講料の一部(10,000円)を補助します。該当者は早めの申請をお願いします。

- 【提出書類】 ・教員免許状更新講習受講補助金申請書
・更新講習修了確認証明書の写し(秋田県教育委員会発行)

注意!

講座開設者により発行される講座修了証明書等の写しは受付できません。更新講習受講者が秋田県教育委員会へ申請し発行される「更新講習修了確認証明書」の写しを提出してください。

障がい児見舞金について

会員に18歳以下の身体等に障がいのある子(身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている子(共同扶養を含む))がいるとき、年度につき50,000円支給されます。なお、夫婦とも会員の場合は双方に支給されます。

- 【支給期間】 対象となる子が18歳に到達するまで
【提出書類】 ・障がい児見舞金請求書
・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し
・子の健康保険証の写し(共同扶養証明書を記入するとき)

平成28年度 互助会公益目的事業に係る図書寄贈学校について

平成28年度公益目的事業に係る学校図書の寄贈については、次の地区を予定しています。

- 【中学校】 三種町、八峰町、藤里町、秋田市、由利本荘市、横手市
【高等学校】 県内全域

なお、今後追加する場合は改めてお知らせする予定です。



マジックキングダムクラブの終了



会員の福利厚生事業として、優待制度契約(会費等無料)により実施してきましたマジックキングダムクラブは、平成28年3月31日をもって終了します。

なお、前売券及び予約券についてはカード有効期限の3月31日のものまで購入できます。詳細はウェブサイト「メンバー特典-東京ディズニーリゾート」をご覧ください。有効期限を過ぎたカードは各自処分してください。

◆教職員と家族のためのココロとカラダの相談案内◆

ココロやカラダが疲れたな…と感じた時、まずは相談してみませんか？
お気軽にご相談ください。(記載の無いものはすべて無料でご利用できます。)

<p>職員ストレス相談 0120-1556-18</p>	<p>●受付時間 月・火・金9:30～12:30 ●相談場所 秋田大学教育文化学部内の相談室 湊クリニック(横手市) さとう心療内科(大館市) 稲庭クリニック(秋田市) 長信田の森心療クリニック(三種町)</p>
<p>面談による メンタルヘルス相談 0120-783-269</p>	<p>●受付時間 平日9:30～21:00 土曜9:00～16:00 (日・祝日・12/31～1/3を除く) ●相談時間 1回50分程度(5回まで無料) ●面談場所 秋田市・由利本荘市・横手市</p>
<p>心の健康相談 0120-81-4898</p>	<p>●相談日時 第1・3木曜日 第1・2・4土曜日(13:00～17:00) 公立学校共済組合東北中央病院(山形市)で、精神科医師・臨床心理士による健康相談を実施します。(完全予約制) (相談のため来院された場合は、交通費相当額が支給されます。)</p>
<p>教職員健康相談 0120-24-8349</p>	<p>●受付時間 24時間 年中無休 ●相談員 精神科医師・臨床心理士 全国の教職員のために、心と身体のさまざまな相談に公立学校共済組合の専門医と保健師が相談に応じます。被扶養者の方も相談できます。</p>
<p>保健師による健康相談 080-2826-5574</p>	<p>●受付時間 電話相談 月・水・金9:30～16:15 面談相談 要相談(まずはお電話にてご連絡ください。) ●相談員 保健師(公立学校共済組合秋田支部職員) ※通話料は相談者負担となります。</p>

担当：調整・企画班 018-860-5221

法律のことで、何か困ったことがあったら…

生活相談をご利用ください!

相談者

↔

秋田弁護士会法律相談センター弁護士

○相談申込○
相談利用者は、秋田弁護士会法律相談センター(TEL:018-896-5599:法律相談の予約受付専用)に電話し、生活相談事業を利用する旨申込をして面談日等の日時を打ち合わせする。

○相談当日○
下記の**生活相談利用券**を切り取って持参し、弁護士に提出する。
本人確認のため**組合員証(または組合員被扶養者証)**を弁護士に提示して相談する。

☆相談費用は共済組合が負担します(事件の依頼は自己負担となります)
☆相談者の秘密は守られます(相談者の情報は、本人と弁護士のみ扱います)



生活相談
利用券

見本

自 平成28年 4月 1日
至 平成29年 3月31日
公立学校共済組合秋田支部
【申込先】TEL:018-896-5599※予約専用

生活相談
利用券

見本

自 平成28年 4月 1日
至 平成29年 3月31日
公立学校共済組合秋田支部
【申込先】TEL:018-896-5599※予約専用

※生活相談利用時に組合員証を掲示
 次回の利用券発行は7月の
 はびいらいふ163号となります。

担当：調整・企画班
 018-860-5221
 はびいらいふ秋田 No.162 平成28年3月22日発行



ストレスチェック制度が はじまります

- 労働安全衛生法の一部改正により、平成27年12月1日から職場でのストレスチェック(心理的負担の程度を把握するための検査)の実施が義務付けられました。
- ストレスチェック制度の目的は労働者のメンタルヘルス不調の未然防止(一次予防)と労働者自身のストレスへの気づきを促すものとあります。
メンタルヘルス不調の職員を把握することが目的ではありませんので、安心して受けるようにしましょう。
また、職場での強いストレスにより、精神障害等の労災認定件数も多くなっていることから、ストレスの原因となる職場環境の改善についても目的の一つとなっております。
- 調査票は厚生労働省が推奨する「職業性ストレス簡易調査票」が用いられる場合、その内容は、A)ストレス要因、B)心身のストレス反応、C)周囲の支援、D)満足度で57の項目があります。記入に10分位の時間を要します。
- ストレスチェックについて、不安な方もいらっしゃると思いますので、一部調査内容や相談窓口等を掲載しますので、参考にしてください。

職業性ストレス簡易調査票について (B項目 ストレスによっておこる心身の反応)から抜粋

※最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最もあてはまるものに○を付けてください。

	ほとんど なかった	ときどき あった	しばしば あった	ほとんど いつもあった		ほとんど なかった	ときどき あった	しばしば あった	ほとんど いつもあった
めまいがする	1	2	3	4	動悸や息切れがする	1	2	3	4
体のふしぶしが痛む	1	2	3	4	胃腸の具合が悪い	1	2	3	4
頭が重かったり頭痛がする	1	2	3	4	食欲がない	1	2	3	4
首筋や肩がこる	1	2	3	4	便秘や下痢をする	1	2	3	4
腰が痛い	1	2	3	4	よく眠れない	1	2	3	4
目が疲れる	1	2	3	4					

メンタルヘルスの心配

ストレスチェックにまつわる
疑問や不安

過重労働による
健康障害



「こころほっとライン」へ
0120-565-455

[月・火] 17:00~22:00 [土・日] 10:00~16:00

※祝日・年末年始を除く

ご利用者 職員、労働者やその家族、人事労務担当者など

厚生労働省では、メンタルヘルス不調やストレスチェック制度、ストレスチェックの受け方から、結果の内容について、その後の対応への不安や疑問、不利益取扱いなど、どんなことでも。また、過重労働時間の問題などについても相談できる電話窓口を開設しました。ご利用を。

こころの健康を支援する相談窓口

『こころの耳』 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト(厚生労働省)

「メンタルヘルス対策の基礎知識」「こころのケア -学校の先生へ-」等のコーナーがあります。